

三重県SDG s 推進パートナー登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、企業等のSDG sに資する取組が見える化し、促進する「三重県SDG s 推進パートナー登録制度」(以下、「本制度」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制度の趣旨)

第2条 本制度は、企業等が自らの活動とSDG sの関係について学び、自らの目標を設定してその達成に向けて取り組むことで、県内のSDG sに資する取組が活性化し、「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」の実現に寄与することを目指すものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業等

三重県内に事業所等を置く法人、団体または個人事業主などをいう。

(2) 三重県SDG s 推進パートナー

SDG s 達成に向けて取り組むものとして知事の登録を受けた企業等をいう。

(登録要件)

第4条 登録は、次の各号のすべてに該当するものについて行うものとする。

(1) 2030年または3年後の目指す姿や、経済・社会・環境の3側面における重点的な取組及び目標が設定されていること。

(2) 自らの活動とSDG sの17のゴール及び169のターゲットとの関連付けがなされていること。

(3) 三重県暴力団排除条例(平成22年三重県条例第48号)第2条に規定する暴力団、暴力団員でないこと。

(4) その他重大な法令違反がないこと。

(登録)

第5条 登録を申請する企業等は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(1) 三重県SDG s 推進パートナー登録申請書(様式第1号)

(2) SDG s 達成に向けた取組チェックリスト(様式第2号)

(3) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請が前条の登録要件を満たすと認めるときは、当該申請をした企業等を三重県SDG s 推進パートナーとして登録するとともに、登録証を交付し、別に定める登録マークの使用を認めるものとする。

3 知事は、前項の登録をしたときは、県ホームページ等において公表するものとする。

(SDG s 達成に向けた取組の報告)

第6条 三重県SDG s 推進パートナーは、登録の日から1年が経過する毎に、その進捗状況を確認し、三重県SDG s 推進パートナー取組状況報告書(様式第3号)により、知事に報告するものとする。

(登録の変更)

第7条 三重県SDGs推進パートナーは、第5条第1項に定める登録内容に変更が生じたときは、三重県SDGs推進パートナー登録内容変更届(様式第4号)を知事へ提出するものとする。

(登録の辞退)

第8条 三重県SDGs推進パートナーは、登録の辞退をしようとするときは、三重県SDGs推進パートナー登録辞退届(様式第5号)を知事へ提出するものとする。

(登録の取り消し)

第9条 知事は、三重県SDGs推進パートナーが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、第5条第2項に定める登録証及び登録マークの使用を中止させるものとする。

(1) 虚偽または不正の手段により登録したことが判明した場合

(2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合

(3) SDGsの達成に資する活動について、実態がないことが判明した場合

(4) その他、三重県SDGs推進パートナーとして適当でないと県が認める場合

2 知事は、前項の取り消しを行った場合は、当該取り消しを受けた企業等に対し、その理由を付して書面で通知するものとする。

(登録の期限及び更新)

第10条 登録の期限は、登録または前回更新の日から3年とする。

2 登録証及び登録マークの使用期限は、前項に準ずる。

3 登録の更新を受けようとする三重県SDGs推進パートナーは、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(1) 三重県SDGs推進パートナー更新申請書(様式第6号)

(2) SDGs達成に向けた取組チェックリスト(様式第2号)

(3) その他知事が必要と認める書類

4 三重県SDGs推進パートナーから前項に定める書類が第1項に定める期間内に知事に提出されたときは、第1項の期限にかかわらず、登録の更新にかかる審査が完了するまでの間は更新前の登録を有効とみなす。

(事務の所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、政策企画部企画課において所掌する。

(補則)

第12条 この要綱に規定するもののほか、本制度の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月19日から施行する。